

山口県警察広域重要事件捜査要綱

平成元年 8 月 21 日
山口刑捜一第1172号
山口刑捜二第636号
山口刑鑑第610号
山口刑研第128号

1 目的

最近における犯罪の広域化傾向はますます顕著となり、これに伴って広域捜査の必要性は、さらに高まりつつある。このような情勢に的確に対処し、効率的な組織捜査を推進しようとするものである。

2 山口県指定事件（要綱第2関係）

(1) 山口県指定事件の対象となる重要事件とは、おおむね次のようなものをいう。

ア 連続的に発生し、又は発生するおそれのある凶悪犯事件

イ 重要な暴力団事件

ウ 人の生命に危険が予想される略取誘拐事件

エ 連続的に発生し、又は発生するおそれのある特異重要な窃盗犯事件

オ 連続的に発生し、又は発生するおそれのある特異重要な知能犯事件

カ その他本部長が必要と認めた特異重要な事件

(2) 山口県指定事件は、一連番号を付し「山口県指定第 号事件」と呼称する。

呼称番号は、「旧例規」により呼称してきた番号を引き継いで呼称するものとする。

3 対象事件の捜査（要綱第5関係）

(1) 「共同捜査」とは、関係警察署が関連する事件の捜査に当たり、捜査本部又は専従捜査班（員）を設置（指定）し、協議して分担した事項について相互に緊密な連携を図りつつ責任をもって行う捜査をいう。

(2) 「合同捜査」とは、関係警察署が関連する事件の捜査に当たり、一つの警察署の捜査本部又は専従捜査班に他の警察署から捜査員を差し出し行う捜査をいう。

4 山口県指定事件の解除（要綱第6関係）

(1) 指定等の解除に当たって、「事件が解決したとき」とは、被疑者を検挙したとき、又は被疑者死亡により捜査を継続する必要がなくなったときをいう。

(2) 「必要がなくなったとき」とは、捜査が長期にわたるため、指定等による組織捜査の効果が期待できなくなったときをいう。

別添

山口県警察広域重要事件捜査要綱

第1 趣旨

この要綱は、広域にわたり発生している重要事件及び広域にわたり捜査を必要とする重要な事件（以下「広域重要事件」という。）並びに広域重要事件に発展するおそれのある事件について、関係都道府県警察及び関係警察署相互の効率的、組織的な初動捜査、継続捜査を推進するために必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事件

この要綱の対象事件は、警察庁の「広域重要事件捜査要綱」（平成元年5月29日付け警察庁丙捜一発第12号ほか。以下「警察庁要綱」という。）に定める警察庁指定等事件、警察庁初動捜査事件及び管区警察局長指定事件並びに警察本部長が指定する山口県指定事件及び山口県指定事件に準じて関係警察署による効率的、組織的な初動捜査、継続捜査を行う必要があると認めた事件とする。

第3 山口県指定事件

山口県指定事件は、県内2警察署以上の管内において発生している社会的反響の大きい凶悪又は特異重要な事件のうち、2以上の警察署管轄区域において効率的、組織的な初動捜査、継続捜査を行う必要があると認める事件について警察本部長が指定するものとする。

第4 広域捜査官等の設置

1 広域捜査官

捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課に広域捜査官を置き、捜査第一課次長、捜査第二課次長及び組織犯罪対策課次長をもって充てる。

2 広域捜査補助官

広域捜査官のもとに広域捜査補助官を置く。広域捜査補助官は当該事件を主管する課長補佐をもって充てる。

第5 対象事件の捜査

1 警察庁要綱により捜査本部の開設を要する事件とされている対象事件又は事件の規模、態様等から体制を強化して捜査する必要があると認められる対象事件が発生したときは、捜査本部を開設し、あるいは専従捜査班（員）を設置（指定）するなどして効率的、組織的な捜査を推進するものとする。

この場合における捜査本部の開設、運営は「捜査本部開設運営要綱」（平成5年9月28日付け山口刑捜一第1626号ほか）の定めるところによる。

2 隣接県警察又は関係都道府県警察から広域初動捜査事件の捜査依頼を受けたときは、関係警察署及び広域機動捜査班に広域緊急配備、特別体制による検索等所要の初動捜査を実施させるものとする。

この場合における広域機動捜査班の運用は、「山口県警察広域機動捜査班設置運営要綱」（平成元年3月20日付け山口刑捜一第411号）の定めるところによる。

- 3 刑事部長は、対象事件の捜査に当たって必要があるときは、関係警察署長に共同捜査又は合同捜査の実施を指示するものとする。
- 4 警察本部の事件主管課長（以下「主管課長」という。）は、対象事件の捜査に関し、次の措置をとるものとする。
 - (1) 警察庁及び管区警察局から対象事件に関する通報を受理したときは、各警察署長に対し当該対象事件の指定等年月日、指定等番号、事件名、事件概要、捜査項目等必要な事項を通報する。
 - (2) 対象事件の捜査に必要な捜査資料の作成配布、捜査会議及び検討会の開催並びに共同捜査、合同捜査に対する指導調整を行うなど捜査の組織的、効率的な推進に努める。
- 5 広域捜査官は、対象事件の捜査に関し、次の措置をとるものとする。
 - (1) 対象事件の概要把握、情報の収集、分析・検討のほか関係警察署への必要な指導調整を行う。
 - (2) 広域初動捜査事件に関する初動捜査の適正を図るとともに、指定等の事件に関する広域性の判断等を迅速かつ的確に行い、警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察並びに関係警察署間の連絡共助の円滑化に努める。
- 6 広域捜査補助間は、広域捜査官の事務を補佐するとともに指定事件等目次（別記様式第1号）及び指定事件等登載簿（別記様式第2号）の作成管理に当たるものとする。
- 7 警察署長は、対象事件に関する通報及び広域初動捜査の依頼を受けたときは次の措置をとるものとする。
 - (1) 対象事件の発生状況、犯行手口、犯人像等捜査に必要な事項を全署員に周知、徹底させること。
 - (2) 捜査本部を開設する対象事件以外の対象事件についても必要と認めるときは、専従捜査班を設け、又は専従捜査員を指定して迅速かつ的確な初動捜査、継続捜査を実施すること。
 - (3) 次に掲げる場合は、その状況を主管課長に速報すること。
 - ア 同一又は類似手口の事件が発生したとき。
 - イ 対象事件に関連する情報、資料を入手したとき。
 - ウ 被疑者を検挙したとき。

第6 山口県指定事件の解除

- 1 警察本部長は、山口県指定事件を解決したとき、又は指定の必要がなくなったときは指定を解除するものとする。
- 2 主管課長は、対象事件の指定等が解除されたときは各警察署へ通報するとともに組織捜査を打ち切るものとする。